

6次産業化サポート事業実施要領（案）

制定	平成26年4月1日	25食産第4902号
一部改正	平成27年4月9日	26食産第4397号
一部改正	平成28年4月1日	27食産第5558号
一部改正	平成29年3月31日	28食産第5819号
全部改正	平成30年3月30日	29食産第0000号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別表1の事業の種類
の欄のⅠの1の(1)の6次産業化中央サポート事業及びⅡの1の(1)の6次
産業化地域サポート事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対
策事業補助金交付要綱(平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務
次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により
実施するものとする。

第2 事業の実施に関し必要な事項

事業の実施に関し必要な事項については、次の1及び2に掲げる事業ごとに、
別記に定めるところによるものとする。

- 1 6次産業化中央サポート事業 別記1
- 2 6次産業化地域サポート事業 別記2

第3 報告又は指導

事業承認者(実施要綱第5の1の事業承認者をいう。)は、事業実施主体に対
し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第4 その他

- 1 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に
ついては、本事業の助成対象としない。
- 2 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地
実行価格により算出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 6 次産業化推進支援事業実施要領(平成 25 年 5 月 16 日付け 25 食産第 646 号農林水産省食料産業局長通知) は廃止する。
- 3 2 に掲げる通知により平成 25 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業実施要領(平成 24 年 4 月 20 日付け 24 食産第 63 号農林水産省食料産業局長通知) は、廃止する。
- 3 廃止前の 2 に掲げる通知により平成 26 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

6次産業化中央サポート事業

第1 事業実施主体

1 実施要綱別表1のIの(1)の事業実施主体の欄の1の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2の1の6次産業化中央サポートセンター事業及び第2の2の6次産業化事例収集・情報発信事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、事業化共同体（コンソーシアム）及び法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

(2) 第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業

農林漁業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、公社及び事業化共同体（コンソーシアム）

(3) 第2の4の外食・中食等における国産食材活用促進事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体

2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

4 1の(1)及び(2)の事業化共同体（コンソーシアム）は、次の全ての要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同事業者の中から代表団体が選定されており、代表団体は1の(1)又は(2)に掲げる者（事業化共同体（コンソーシアム）を除く。）であること。

(2) 代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第2 事業の内容等

事業の内容及び交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 6次産業化中央サポートセンター事業

農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）の6次産業化、農商工等連携又は地産地消（以下「6次産業化等」という。）の取組を全国的な視点でサポートするため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、（1）から（7）までの取組を実施する。

（1）6次産業化中央サポートセンターの設置

6次産業化等の相談窓口となる拠点を設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した様々な課題に対応するための支援を行う。

（2）検討委員会の開催及び6次産業化プランナーの選定

学識経験者等を委員とする検討委員会を設置・開催し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家（以下「6次産業化プランナー」という。）による活動支援の実施に係る方針の検討・作成を行う。

検討委員会の検討を踏まえて、6次産業化プランナーの選定方針、業務内容、旅費、謝金等を定めた基準（以下「選定基準」という。）を作成する。選定基準は、次のア及びイを満たすよう作成すること。

ア 新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化等に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資する専門的な知識及び経験を有する者を選定可能な基準であること。

イ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の対象となる案件の組成を進めるため、ベンチャー設立に係る法務及び金融に係る専門的な知識及び経験を有する者を選定することができるような基準であること。

また、公募により募集した民間の専門家の中から、専門性や経験を踏まえ、6次産業化等に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応する6次産業化プランナーを専門分野別に審査・選定するとともに、その活動評価を行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、資料印刷費、管理運営員手当・旅費等

（3）6次産業化人材活動支援バンクの設置・運営

（2）で選定された6次産業化プランナーを登録する6次産業化人材活動バンクを設置し、運営する。また、6次産業化プランナーを紹介するウェブサイトを作成、6次産業化プランナーの活用を促す広報活動に必要なパンフレットの作成、都道府県の6次産業化サポートセンター（別記2の第1に規定する6次産業化サポートセンターをいう。以下別記1において「都道府県サポートセンター」という。）の責任者等を参集した連絡会議の開催等を行う。

(補助対象経費)

ホームページ構築・運用に必要な手当、実施案内作成費、通信機器費、通信運搬費、資料印刷費、パンフレット等作成費、管理運営員手当・旅費等

(4) 6次産業化サポート活動支援

都道府県サポートセンターと密に情報共有を行いながら、高い専門性が必要で都道府県サポートセンターでは対応が困難な取組や、都道府県域を超える広域的な取組を行う農林漁業者等に対して、6次産業化プランナーを派遣し、指導・助言、案件の発掘を行うとともに、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画のフォローアップを行う。

こうした支援のため、6次産業化中央サポートセンターに相談窓口を設置し、農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信、人材派遣等の日程調整及び進行管理を行う。

また、6次産業化プランナーの派遣に当たっては、以下の取組を実施する。

ア 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ（別記様式2）を作成する。

相談者カルテには、農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題や相談内容を記録し、これに対する改善策の提案等の情報を整理するものとする。

相談者カルテの作成に当たっては、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、支援するものとする。

なお、都道府県サポートセンターと連携して支援を行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」という。）の提供について、あらかじめ相談者本人の同意を得た上で、都道府県サポートセンターと共有するものとする。

イ 満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣の都度、派遣先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等について、満足度調査（別記様式3）を行う。

ウ 6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係るイの調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの活動の実績を整理してその評価（別記様式

4) を行う。

エ 派遣後の取組状況の調査

前年度に6次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等に対して、派遣後の課題解決の状況、今後の課題等について調査（別記様式5）を行い、その結果を取りまとめる。

また、調査後に、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行うとともに事後フォローを行うものとする。

オ 6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別記様式6及び別記様式7により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に別記様式8により食料産業局長へ提出するものとする。

また、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を国に提供するものとする。

（補助対象経費）

6次産業化プランナーの派遣に要する謝金、旅費、講師謝金・旅費、本事業を実施するために活動する管理運営員の手当・旅費等

2 6次産業化事例収集・情報発信事業

6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の事例を収集し、検討委員会で選出された優良事例の表彰式及び発表会を開催する。

また、情報誌の発行等による情報提供を行い、農林漁業者等に対して広く普及・啓発を図る以下の全ての取組を実施する。

（1）検討委員会の開催

検討委員会を開催し、事例の募集に係る方針を検討・作成し、応募のあった事例から優良事例の選出を行う。

（補助対象経費）

会場借料、会場設営費、委員謝金・旅費、資料印刷費、通信運搬費等

（2）事例の募集

検討委員会の方針に基づき、事例募集の要領等を作成し、事例の募集を行う。

（補助対象経費）

募集要領等作成費、ポスター作成費、資料印刷費、通信運搬費等

（3）事例の現地調査、取りまとめ

（2）により応募のあった事例について、現地調査及び取りまとめを行うとともに優良事例の事例集を作成し、関係機関へ配布を行う。

（補助対象経費）

委員謝金・旅費、資料印刷費、調査員手当・旅費、資料印刷費、事例集作成費、通信運搬費等

（4）優良事例の表彰式、発表会の開催

検討委員会で選出された優良事例の表彰式、発表会を開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、講師謝金・旅費、資料印刷費、試食品調理費、参加募集のポスター作成費、通信運搬費等

(5) ホームページの構築

6次産業化の取組を広く普及・啓発を図るためホームページを構築して、事例募集等に関する情報発信を行う。

(補助対象経費)

ホームページ構築・運用に必要な手当、通信運搬費等

(6) 情報誌の編集・発行による情報提供

6次産業化の取組事例の調査を行うとともに、6次産業化に関わる様々な業界の動向や支援施策、交流会、シンポジウム等のイベント情報等を調査し、これらの取りまとめを行い、農林水産業、食品産業、観光産業等の6次産業化の関係者や消費者に対し、情報誌の発行（少なくとも年3回）やフェイスブック等による情報発信を定期的に行うことにより、情報提供を行う。また、調査結果のデータ等を農林水産省に提供し、農林水産省がホームページ、メールマガジン、フェイスブック等で行う情報発信に活用するための協力を行う。

(補助対象経費)

現地調査の手当・旅費、アンケート調査費、情報誌発行に要する経費、フェイスブック等での情報発信に要する経費等

(7) 報告書等の作成

上記の(1)から(6)までに実施した取組を報告書として取りまとめ、事業成果の報告を食料産業局長に対して行う。

(補助対象経費)

報告書作成費、印刷費

3 6次産業化・新産業創出促進事業

農林漁業者と異業種の事業者との連携により、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するため、事業化に必要な市場調査等を支援する。

(補助対象経費)

調査員手当・旅費、文献購入費、資料作成費、委員謝金・旅費、会場借料、報告書作成費、消耗品費、通信運搬費、分析費、機材機器賃料等

4 外食・中食等における国産食材活用促進事業

外食・中食産業において地場産食材の活用を促進し、付加価値向上による外食・中食産業の活性化を図るため、以下の(1)から(4)までの取組のうち、(1)及び(4)を含む3つ以上の取組を行う。

(1) 産地懇談会の開催

生産現場に外食・中食事業者が出向き、生産現場等の視察、農林漁業者等

との意見交換やマッチング等を実施する懇談会を全国の複数の産地において開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、現地移動費、事務局旅費・人件費、資料作成費、アンケート調査費、通信運搬費等

(2) 都市部懇談会の開催

全国各地の農林漁業者等がブースを出展し、外食・中食事業者との意見交換会やマッチング等を実施する懇談会を都市部（首都圏、大阪市、名古屋市に限る。）において1回以上開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、サンプル費、資料作成費、通信運搬費、出展者旅費、事務局人件費、アンケート調査費等

(3) シンポジウムの開催

外食・中食産業における地場産食材活用等について、優良事例や課題等を内容としたシンポジウムを開催する。

(補助対象経費)

会場借料、会場設営費、講師旅費・謝金、資料作成費、通信運搬費、事務局人件費、アンケート調査費等

(4) 食材に係る情報受発信体制の整備

各地の地場産食材に関する情報及び外食・中食事業者のニーズ等の情報を収集し、収集した情報をWEB等を活用して、外食・中食事業者や農林漁業者等に対して発信することにより、相互に必要な情報を緊密に共有できる体制の整備を図る。また、(1)から(3)までの実施した取組を報告書として取りまとめ、外食・中食事業者や農林漁業者等を含む関係者へ配布し、事業成果を周知する。

(補助対象経費)

外食・中食事業者のニーズ把握、食材生産情報や流通課題等の調査を実施する調査員等の手当・旅費、調査集計費、情報受発信体制整備のためのWEB改修等費、報告書作成費等

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成34年度までとする。

第4 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

(4) 第2の1の6次産業化中央サポートセンター事業にあつては、事業実施計画が次のアからエまでを満たすものであること。

ア 相談窓口となる拠点に、本事業を的確に遂行するための人員、能力等を有した事務局体制が構築されるものであること。

イ 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。なお、6次産業化プランナーの選定に当たっては、前年度に6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績があり、派遣実績の評価結果に特段の問題が認められないとされた者は引き続き6次産業化プランナーとして選定しても差し支えないものとする。

ウ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示及び大臣官房広報評価課長が定めた対応要領に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化サポート活動支援の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。

エ 国内に常設する拠点を1か所以上設けていること。

(5) 第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業にあつては、次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ア 事業実施主体及び事業実施に関わる全ての関連事業者が事業実施に必要な関係法令の許認可を取得しており、又は取得することが確実と見込まれること。

イ 事業実施のための関連事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。

ウ 農林水産業・農山漁村に賦存する資源を活用した新産業の創出に貢献し、地域における6次産業化や地産地消の活動に貢献し得る取組であること。

エ 先進技術の活用等により市場ニーズに即した新商品又は新たなサービスを創出する取組であること。

オ 食料産業局長が都道府県等に事業の成果を普及しようとする際には事業実施主体はこれに協力すること。

2 事業の実施に関する留意事項

本事業の実施に当たっては、以下に留意するものとする。

(1) 第2の1の6次産業化中央サポートセンター事業においては、次のアからエまでに定めるところに従い、適切な進行管理を行うものとする。

ア 農林漁業者等が求める支援内容に十分対処できるよう国、都道府県、都

道府県サポートセンター、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、支援対象事業活動支援団体（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成 24 年法律第 83 号）第 21 条第 1 項第 2 号に規定する支援対象事業活動支援団体をいう。）、日本政策金融公庫等との連携を図るものとする。

イ 翌年度に事業実施主体が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び 6 次産業化プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。

ウ 特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体（その委託先を含む。エにおいて同じ。）及び 6 次産業化プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。

エ 事業実施主体及び 6 次産業化プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとする。また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

(2) 第 2 の 2 の 6 次産業化事例収集・情報発信事業の実施に当たっては、優良事例の収集等を行う地域を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を所轄する地方農政局をいう。）及び都道府県担当部局との連携を図りつつ実施するものとする。

第 5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第 5 の 1 の食料産業局長が別に定める事業実施計画は、別記様式 9 により作成し、食料産業局長に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第 8 の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第 5 の 2 の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 1 の I の 1 の (1) の 6 次産業化中央サポート事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 9 の別添の「第 1 総括表」の「事業の委

託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第6 事業実施状況等の報告

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式9）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

2 事業化の報告

第2の3の6次産業化・新産業創出促進事業の事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、別記様式10により事業化報告書を作成し、事業終了年度の翌年度の6月末までに食料産業局長に提出するものとする。

第7 その他

1 事業実施主体（事業の一部を委託する場合は委託先を含む。以下この項において同じ。）が、本事業の成果により得た特許権等の知的財産権は、以下の条件を確認するための別記様式11により作成する確認書を食料産業局長に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。

- (1) 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得の後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式12により報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。
 - (2) 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
 - (3) 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 2 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合又は利用を許諾する場合には、食料産業局長の承諾を得るものとし、かつ、譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

6次産業化地域サポート事業

第1 事業の内容等

支援対象地域（都道府県ごとの地域をいう。以下同じ。）における農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）の6次産業化、農商工等連携又は地産地消（以下「6次産業化等」という。）の取組をサポートするため、6次産業化サポートセンターを設置し、以下の全ての取組を実施する。また、交付要綱第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 都道府県6次産業化サポートセンターの設置

支援対象地域に6次産業化等の相談窓口となる拠点を設置し、事業全体の責任者である統括企画推進員、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定め、農林漁業者等の6次産業化等の取組を支援する。

2 検討委員会の開催及び6次産業化プランナーの選定

学識経験者等を委員とする検討委員会を設置・開催し、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家（以下「6次産業化プランナー」という。）による活動支援の実施に係る方針の検討・作成を行う。

検討委員会の検討を踏まえて、6次産業化プランナーの選定方針、業務内容、旅費、謝金等を定めた基準（以下「選定基準」という。）を作成する。選定基準は、新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化等に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資する専門的な知識、経験及びコミュニケーション能力を有する者を選定可能な基準とする。

また、本検討委員会において、公募により募集した民間の専門家の中から、専門性や経験を踏まえ、6次産業化等に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応する6次産業化プランナーを専門分野別に審査・選定するとともに、その活動評価を行う。

3 6次産業化サポート活動支援

6次産業化等に取り組む農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信を行う。2で選定された人材を6次産業化プランナーとして登録し、派遣を行うとともに、6次産業化プランナーの派遣の日程調整及び進行管理・派遣を行う。

また、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条第1項に基づき認定された総合化事業計画（以下「総合化事業計画」という。）のフォローアップを行う。

さらに、6次産業化プランナーの派遣に当たっては、以下の取組を実施する。

(1) 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を

図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ（別記様式2）を作成する。相談者カルテは、原則として別記様式2を使用するものとするが、別記様式2において記載することとされている情報と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととする。

相談者カルテには、農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、6次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題や相談内容を記録し、これに対する改善策の提案等の情報を整理するものとする。

相談者カルテの作成に当たっては、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、支援するものとする。

なお、事業実施主体が6次産業化中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報及び農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」という。）の提供について、あらかじめ相談者本人の同意を得た上で、6次産業化中央サポートセンターと共有するものとする。

（2）満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣の都度、派遣先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等について、満足度調査（別記様式3）を行う。

（3）6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係る（2）の調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの活動の実績を整理してその評価（別記様式4）を行う。

（4）派遣後の取組状況の調査

前年度に6次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等に対して、派遣後の課題解決の状況、今後の課題等について調査（別記様式5）を行い、その結果を取りまとめる。

また、調査後に、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行うとともに事後フォローを行うものとする。

（5）6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績の報告

6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別記様式6及び別記様式7により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に別記様式8により事業承認者に提出するものとする。

また、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を国に提供するものとする。

(補助対象経費)

選定委員会開催費（委員謝金・旅費等）

6次産業化サポート活動実施費（6次産業化プランナー謝金・旅費等）

取組状況調査費（アンケート印刷費、集計整理賃金等）

事業推進費（企画推進員手当・旅費等）

事業管理運営費（管理運営手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信運搬費、消耗品費等）

第2 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の1の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(2) 事業実施計画が次のアからエまでを満たすものであること。

ア 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。なお、6次産業化プランナーの選定に当たっては、前年度に6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績があり、派遣実績の評価結果に特段の問題が認められないとされた者は引き続き6次産業化プランナーとして選定しても差し支えないものとする。

イ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法第8条の規定に基づいて個人情報保護委員会が定めた告示に従い、適正に取り扱うこととされていること。また、6次産業化サポート活動支援の実施を通じて得た営業秘密を漏えいさせないための措置が講じられていること。さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知ることのできた個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。

ウ 事業を実施する支援対象地域に1か所以上の常設の拠点（支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に常時連絡を取ることが可能な事務所等）が設置されていること。

エ 農業系支援組織（「農業経営法人化支援総合事業実施要綱」（平成30年●月●日29経営第●号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の「農業経営に関する相談体制」等）及び商工系支援組織の関係機関（以下「関係機関」という。）や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。

なお、関係機関との連携体制は、関係機関と同一の実施組織への委託、関係機関との連携協定の締結や定期的な合同会議の開催等により構築するものとする。

2 本事業の実施の留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 翌年度に本事業を実施する者が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び6次産業化プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとする。
- (2) 特定の農林漁業者等や企業、団体のみ利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体（その委託先を含む。（3）において同じ。）及び6次産業化プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (3) 事業実施主体及び6次産業化プランナーは、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとする。また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- (4) 経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- (5) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の食料産業局長が別に定める事業実施計画は、別記様式13により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 6により委託する事業の新設又は内容の変更

3 成果目標

次の（1）から（3）までに掲げる全ての項目について、定量的な成果目標を設定することとする。

なお、成果目標の設定にあたっては、支援対象地域を管轄する地方農政局等（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあつては当該都府県を所轄する地方農政局をいう。）の

施策推進と整合を図ることができるよう、あらかじめ地方農政局等と連携し、検討すること。

- (1) 総合化事業計画の認定件数の増加
- (2) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成 24 年法律第 83 号）第 23 条第 1 項に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構の支援決定に伴う総合化事業計画の認定件数及び同項に基づき支援決定された対象事業活動支援団体の支援決定に伴う総合化事業計画の認定件数の増加
- (3) 6 次産業化プランナーの派遣を受けた農林漁業者等の課題解決率

4 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費
- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（5 の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県職員の人件費
- (6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

5 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した関係機関との連携を確保したサポート機関事業に関する交付決定前着手届（別記様式 14）を事業承認者に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

6 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第4 事業実施状況の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業実施状況の報告書（別記様式15）を作成し、報告を受けた年度の9月末までに事業承認者に報告するものとする。報告に当たっては、事業実施計画（別記様式13別添）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとする。

2 事業実施状況報告書の項目

1の事業実施状況の報告書は、次に掲げる項目について、定量的な根拠に基づいて具体的に作成するものとする。

- (1) 事業の実施状況に関する一般的な項目
別記様式13に規定されている項目
- (2) 事業の効果及び改善方策に関する項目
事業の効果、事業実施後の課題及び改善方策
- (3) その他必要な項目

3 事業実施主体に対する指導

事業承認者は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況について、その内容を点検し、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、事業実施主体を指導するものとする。

この場合において、事業承認者は当該指導の内容を点検した年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとする。

4 事業実施主体に対する報告徴収

事業承認者は、事業実施主体に対し、1の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。